

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「令和5年4月1日」を「令和8年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条第4号中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項第1号中「建売住宅を含む」の次に「。ただし、分譲マンションを除く」を加え、同項第2号中「補助対象者」の次に「（60歳未満の者又は住宅取得を伴う増改築を行う60歳以上の者に限る。）」を加え、同項第3号中「補助対象者」の次に「（60歳未満の者に限る。）」を加え、同条第3項中「次のいずれかに該当するときは、若年・子育て加算金として30万円」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同項第1号中「同居しているとき。」を「同居しているときは若年加算として20万円」に改め、同項第2号中「扶養しているとき。」を「扶養しているときは子育て加算として当該被扶養者1人につき10万円（30万円を限度とする。）」に改める。

第7条第1項第2号前段中「住宅取得補助金」の次に「及び住宅増改築補助金」を加え、同号後段中「別表に規定する住宅取得補助金の補助金額」を「住宅取得補助金及び住宅増改築補助金（若年加算及び子育て加算を含む。）の合計金額」に改め、同条第2項中「若年・子育て加算金」を「若年加算及び子育て加算」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条及び別表に規定する要件を満たしている場合又は改正前の条例の規定により補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者（本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。次項において同じ。）で、この条例による改正後の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、次表転入期間の欄の区分に応じ対象期間の欄に規定する期間内に交付要件の欄に規定する要件に該当したものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。

転入期間	対象期間	交付要件
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	(1) 自己が居住する目的で、中山間地域に住宅を新築し、又は市内の中古住宅を購入すること。
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	(2) 自己が居住する目的で、中古住宅を増改築すること。

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、改正後の条例第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、令和7年4月1日から施行日の前日までの間に前項の表交付要件の欄に規定する要件に該当したものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。

(提案理由)

現行のふるさと創生移住定住促進補助制度の対象期間を延長するとともに、年齢要件や加算等の見直しを行うことにより、本市における移住定住の更なる促進を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。